

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## どうする？ 社長の退職金

### 高額な退職金は税務署から否認のおそれも

こんにちは、高橋学です。日々経営にお忙しい社長の皆さまの中には、自身の将来に関して後回しにされている方も少なくない印象です。ご自身の将来の準備としてぜひ考えておきたいのが、「社長の退職金」です。「生涯現役」という社長も多いかもしれませんが、予期しなかった理由で勇退となることもあります。リタイア後の生活基盤を考えておくことは、誰にとっても重要なことです。

退職金は、①適正な額であれば退職金を支払った法人は損金算入できる、②退職金を受け取った社長は退職所得控除や2分の1課税の適用を受けられるなど、双方に税制上のメリットがあります(図表1)。退職金を上手に活用することで、合理的な資金計画を立てることも可能です。

社長の退職金で注意したいのが、不相当に高額な退職金は税務署から否認されるリスクが高いこと。過大部分が損金不算入となることで、思わぬ税負担が発生する可能性があります。

適正な退職金額を知るのに覚えておきたいのが功績倍率法です(図表2)。功績倍率法は、「最終報酬月額×在任年数×功績倍率」という計算式により適正な退職金額の

目安を算出する方法のこと。役職により功績倍率は異なるのが一般的ですが、社長の場合「3倍程度」を用いることが多いようです。社長の退職金を含む役員退職金の額などは、定款の規定または株主総会の決議によって決める必要があります。

### 社長の退職金は生命保険で備える方法も

さて、次に退職金を準備する方法について見ていきましょう。まず、考えられるのが預金で積み立てる方法です。ただ、注意したいのが、預金の流動性の高さ。事業資金と区別して勇退時期まで管理するのは至難の業です。

「資金の色分け」をしながら、退職金に備えるのであれば、生命保険の活用も選択肢の1つ。その候補となるのが、終身保険や定期保険などの法人契約の保険です。

例えば、終身保険の場合、契約者＝法人、被保険者＝社長、受取人＝法人としたケースでは、社長に万一のことが起こった場合、死亡保険金を「死亡退職金・弔慰金」に充てることができます。また、社長の勇退時に保険契約を現物支給したり、解約返戻金を退職金の財源として使うこともできます(図表3)。

M

■ 図表1 退職金に関する2つの税優遇措置

- ① 適正な額は損金に算入可能
- ② 退職所得控除などを利用できる

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

在任期間20年以下

40万円 × 在任年数

在任期間20年超

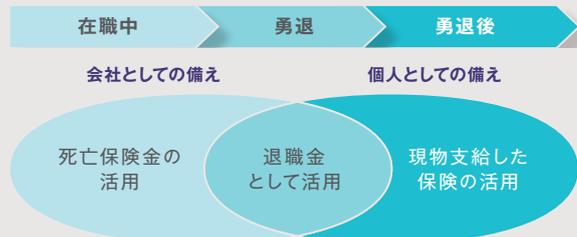
80万円 + 70万円 × (在任年数 - 20年)

(注)在任期間20年以下で80万円に満たない場合の退職所得控除額は80万円。在任期間5年以下の役員等が受け取る退職金については、2分の1課税の適用はありません。

■ 図表2 功績倍率法の計算式

$$\text{役員退職金} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

■ 図表3 法人契約の保険のイメージ



(出所)図表1は国税庁、図表2、3は各種資料をもとに当社作成